

## 公立大学法人横浜市立大学の妊娠中又は出産後の女性職員の保健指導及び健康診査等を受けるための取扱いに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員の勤務時間・休日及び休暇等に関する規程第17条の規定に基づき、横浜市立大学職員就業規則第42条第19号に定める母性健康管理に関する休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (保健指導等を受けるための措置)

第2条 妊娠中又は出産後1年以内の公立大学法人横浜市立大学に勤務する常勤の女性職員（以下「職員」という。）が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査（以下「保健指導等」という。）を受けることを請求した場合、次の各号に掲げる場合には、必要と認められる時間について通院することを認める。

- (1) 職員が妊娠中である場合 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間以内ごとに1回、必要と認められる時間

妊娠週数	期間
妊娠23週まで	4週間
妊娠24週から35週まで	2週間
妊娠36週から出産まで	1週間

- (2) 医師又は助産師（以下「医師等」という。）から前号と異なる保健指導等の指示を受けた場合 必要と認められる時間

- (3) 出産後1年以内の職員が、医師等から保健指導等の受診の指示を受けた場合 必要と認められる時間

2 前項第1号における回数の1回とは、保健指導及び健康診査を合わせたものとし、保健指導及び健康診査を別の日に実施した場合は両日1回とする。

### (保健指導等の請求手続き)

第3条 前条第1項第1号に基づき保健指導等による通院をしようとする職員は、妊娠の事実が確認できる診断書等の証明書（母子健康手帳でも可）を提示のうえ、所定の手続きにより事前に承認を受けなければならない。（但し、2回目以降は証明書の提示を必要としない。）

2 前条第1項第2号及び第3号に基づき保健指導等による通院をしようとする職員は、医師等の指示書等受診を指示した内容が記載されたものを提示のうえ、所定の手続きにより事前に承認を受けなければならない。

### (通勤緩和のための早出又は遅出の措置)

第4条 妊娠中の職員が、混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる交通機関により通勤する場合又は医師等から通勤緩和の指導を受けた場合は、1日につき1時間を超えない範囲内（1日の勤務時間が7時間45分に満たない場合においては、

30分の範囲内) でおのおの必要な時間について遅参又は早退を認める。

(通勤緩和の手続き)

第5条 前条に基づき通勤緩和のため遅参又は早退をしようとする職員は、妊娠の事実が確認できる診断書等の証明書（母子健康手帳でも可）を提示のうえ、所定の手続きにより事前に承認を受けなければならない。ただし、2回目以降は証明書の提示を必要としない。

(妊娠障害に係る休業措置)

第6条 妊娠中の職員が、妊娠に起因すると認められる障害のため勤務することが著しく困難な場合は、半日又は1日を単位として7日の範囲内について、休業することを認める。ただし、原則として、産前休暇に継続して認めることはできない。

2 妊娠4箇月（85日）未満で死産及び流産した場合は、前項の規定にかかわらず、残日数の範囲内で休業することを認める。

(妊娠障害に係る休業の手続き)

第7条 前条第1項に基づき妊娠障害に係る休業を受けようとする職員は、妊娠の事実が確認できる診断書等の証明書（母子健康手帳でも可）を提示のうえ、所定の手続きにより事前に承認を受けなければならない。ただし、2回目以降は証明書の提示を必要としない。

(休養に関する措置)

第8条 医師等から妊娠中の職員に対し、休養に関する措置について指導を受けた場合は、1日につき45分間を超えない範囲内で必要と認められる時間について休養を認める。ただし、医師等から特に時間の指導がある場合は指導の時間とする。

(休養の手続き)

第9条 前条に基づき休養しようとする職員は、医師等の休養に関する措置の必要について記載された診断書等の証明書を提出のうえ、所定の手続きにより事前に承認を受けなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、保健指導及び健康診査等の取扱いの実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。